

法人社協モデル定款(平成 20 年 5 月改定)

※ 下線は改正部分

※ 網かけの部分は、租税特別措置法第 40 条(注)の特例を受けようとする場合における国税庁長官の審査事項

解説中 [法]=社会福祉法、[基準]=社会福祉法人審査基準

[準則]=社会福祉法人定款準則

[要領]=社会福祉法人審査要領

[組登]=組合等登記令

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村都道府県）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

《解説》

- ① 社会福祉協議会の目的については、[準則]の記載事項を基本としつつ、各組織の特徴や経営理念を反映させた内容とすること。
- ② 2以上の市区町村を区域としている場合は、「〇〇市」の部分に、その区域となる市区町村名をすべて列記すること。

<市区町村社会福祉協議会>

(事 業)

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護等事業の経営
- (8) 老人デイサービス事業の経営
- (9) 老人介護支援センターの経営
- (10) 身体障害者福祉センターの経営
- (11) 福祉サービス利用援助事業
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 相談支援事業の経営
- (14) 移動支援事業の経営
- (15) 地域活動支援センターの経営
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 心配ごと相談事業
- (18) その他この法人の目的達成のため必要な事業

《解説》

- ① (1) ～ (6) および (18) は必須である。
- ② 示した事業以外に記載する事業がある場合には、第 18 号を繰り下げ、その事業名を記載する。
- ③ また、例示した事業を実施していない場合は、該当の事業を削り、順次その後の号数を繰

り上げる。

- ④ 例示以外の「社会福祉事業」を列記する場合は、記載例等に準拠して記載すること。
- ⑤ 例示以外に、「社会福祉法」に社会福祉協議会が行う事業として規定された事業をより具体化した事業のうち、事業規模等を勘案して定款記載を行う場合は、社会福祉協議会の本来業務たる事業は、社会福祉法にいう社会福祉事業と公益事業が混在していることに留意すること。また、下記ア～エについても併せて留意すること。

なお、定款記載が必要と認められる事業規模とは、「土地・建物の使用が伴う事業」「財政規模が大きい事業（職員配置等が伴うもの）」等であり、他の定款記載事業と一体的に行われる事業、他の定款記載事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業又は付随して行う事業（[要領] 2 公益事業（2））、小規模な事業、単年度の事業などは原則として定款に記載する必要はない。

ア 社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業（給食サービスや入浴サービスなど）を第2条に列記することは差し支えない。その場合、これらの事業は法制度上公益事業となるので、会計上「公益事業会計」において処理するなど必要な対応を図ること。

イ 訪問看護事業や老人保健施設、医療保健関連サービス事業（社会福祉法第2条 第3項に規定されたものは除く）については、定款上、「公益を目的とする事業」の章に、公益事業として記載すること。

ウ 社会福祉を目的とする事業以外で[要領]で公益事業として具体的に記載されている事業については、「公益を目的とする事業」に公益事業として記載することが原則である。

エ 自治体からの受託事業等で、定款記載が必要な場合は、ア～ウに準じて記載すること。
- ⑥ 「住民の参加」の項の他に、「ボランティア活動の振興」を別に掲げてよい。
- ⑦ 「居宅介護等事業の経営」を「老人ホームヘルプ事業の経営」「老人訪問介護事業の経営」としてもよい。なお、これらは高齢者を対象とするサービスであり障害者を対象とした「居宅介護」（ホームヘルプ）、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は「障害福祉サービス事業の経営」として記載する。住民参加型在宅福祉サービス等についてこれらで総称するのは適当でない。
- ⑧ 「福祉サービス利用援助事業」など市町村等の委託事業であっても「〇〇事業」という記載で差し支えない（「受託経営」等の記載は必要ない。）
- ⑨ 地方公共団体が設置し、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき市区町村社協が指定管理する事業や施設の場合も、「〇〇事業（施設）の経営」と記載する（「〇〇事業（施設）の管理・運営」と記載する必要はない）。
- ⑩ 以下の事業については、一定の事業規模を有する場合に記載すること。

ア 福祉サービス利用援助事業
日常生活自立支援事業における基幹的社協や市町村の単独補助等で当該事業のための職員配置等がなされている等、一定の事業規模を有する場合には第2条に「福祉サービス利用援助事業」を記載する。なお「福祉サービス利用援助事業（〇〇センター）」等独自の事業名を加えても差し支えないこと。

イ 福祉サービス第三者評価事業
当該事業のための職員配置等がなされている等、一定の事業規模を有する場合には第2条に「福祉サービス第三者評価事業」を記載する。
- ⑪ 指定都市社会福祉協議会において区社会福祉協議会を置く場合には、必ず（4）の後に「（5）地区社会福祉協議会（又は区社会福祉協議会）の相互の連絡及び調整の事業」を加え、以後の号数を順次繰り下げること。
- ⑫ 福祉人材バンクを実施している場合には、「福祉人材バンクの業務の実施」と記載する。
- ⑬ 「生活福祉資金貸付事業」については、事業実態に即して必要に応じて記載すること。なお、市区町村社協等で実施している小口資金貸付制度等についても、経理区分を設置する等一定の事業規模を有する場合は、定款に記載すること。
- ⑭ 「心配ごと相談事業」については、事業実態に即して必要に応じて記載すること。「福祉相談事業」等独自の名称でも差し支えない。
- ⑮ 廃止した事業があるときは、すみやかに定款変更の手続きを行う。

- ⑯ [準則]においては、「目的」という見出しで前記第1条、第2条をまとめて規定しているが、前記のように「目的」と「事業」を分けて規定しても差し支えない。
- ⑰ 「この法人」を「本会」とすることは差し支えない。この場合、以下「この法人」とあるのは「本会」と読み替えて作成する。

<都道府県社会福祉協議会>

(事業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) ○○県福祉人材センターの業務の実施
- (12) 日常生活自立支援事業
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 相談支援事業の経営
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) その他この法人の目的達成のため必要な事業

《解説》

- ① (4)、(13)、(14) 以外は原則として必須である。
- ② なお、「(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業」とは、[法]第88条において都道府県社協の努力規定となっている事業を指す。
- ③ 日常生活自立支援事業は、「日常生活自立支援事業 (○○センター)」等独自の事業名称を加えても差し支えない。
- ④ <市区町村社会福祉協議会>の項の解説の、②～⑥、⑮～⑰は都道府県社協においても準用する。
- ⑤ 福祉サービス第三者評価事業については、当該事業のために職員配置等がなされている等、一定の事業規模を有する場合には次のとおり記載すること。
 - ア. 福祉サービス第三者評価事業の推進組織となる場合
第2条に「福祉サービス第三者評価事業推進組織の業務の実施」を記載する。
 - イ. 福祉サービス第三者評価事業を実施する場合
第2条に「福祉サービス第三者評価事業」を記載する。
- ⑥ 認定個人情報保護団体になる場合には第2条に「認定個人情報保護団体の業務の実施」を記載すること。(定款変更は申請前に変更する必要はないが、申請後速やかに行う必要がある。)

(名称)

第3条 この法人は、社会福祉法人○○市(区町村都道府県)社会福祉協議会という。

《解説》

- ① 2以上の市区町村を区域にした社会福祉協議会においては、「○○郡(○○地域)(○○地区)社会福祉協議会」としても差し支えない。
- ② 名称を変更しようとするときは許可を受け、登記することが必要である。([組登]第6条)

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

《解説》

- ① [法]第24条は、社会福祉法人全体の経営の原則であるため準則に即して記載すること。ただし、[準則]では「もって地域福祉の推進に努めるものとする」とされているが、モデル定款では第1条(目的)に地域福祉の推進を掲げているので、必ずしも経営の原則に重複して記載する必要はない。

(事務所の所在地)

第5条 この法人の事務所を、〇〇県〇〇市(区町村)〇丁目〇〇番地に置く。

《解説》

- ① 事務所の所在地は、番地まで正確に記載することが必要である。
② 前記事務所以外に従たる事務所を置く場合は、第2項に「2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市(区町村)〇丁目〇〇番地に置く。」と記載する。
③ 事務所を変更したときは届け出を出し、登記することが必要である。([組登]第6条)
④ 事務所移転の場合には、移転予定の時期を理事会等に必ず提案すること。事務所を変更したときは、遅滞なくその旨を[所轄庁]に届け出ることが必要である。([法]第43条及び[法]施行規則第4条)

第2章 役員

(役員の数)

第6条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇名
(2) 監事 〇名

- 2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

《解説》

- ① 役員の数数は、確定数でなければならない。
② 理事の数数は、6名以上としなければならない。[国税庁長官審査事項]ただし、事業規模等を勘案し、法人経営の執行機関として機能しえる数数の範囲とすること。
③ 監事の数数は、2名以上としなければならない。[国税庁長官審査事項]
④ [準則]第5条第2項の理事長(会長)の選任の規定は、本モデル定款第7条第1項にあげている。

また、準則第5条第3項の理事の代表権の規定は、本モデル定款第7条第2項にあげている。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長〇名を置き、理事の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。
4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。
5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

《解説》

- ① 理事会の責任体制を明確にするために、会長等の選任は、社協においても[準則]の規程どおり「理事の互選」とする。ただし、例外的に、従来のように「評議員会において選任する」としても差し支えない。
- ② 第2項は、法人を代表する理事が会長のみの場合は、「会長のみがこの法人を代表し、会務を統括する。」と記載しても差し支えない。
- ③ 第3項、第4項、第5項の職務代理については、[準則]では第10条に記載されているが、本モデル定款のように代表権の事項と併せて記載することで差し支えない。なお、職務代理の選任及びその順序については、事前に、具体的に定めておく必要がある。
- ④ 会長が交代した場合の登記のほか、任期満了に伴い改選された場合でも「重任」登記が必要である。([組登]第6条)
- ⑤ 法人の自主的な経営機能の強化及び内部牽制体制の確立の観点から、会長以外に法人を代表する理事を置くことは可能である。([基準]第3 2 (2)) (例「〇〇事業担当理事」等の事業を担当する理事、「会計担当理事」「契約担当理事」等の業務を担当する理事)
その場合、理事の互選により選任し、会長の職務と明確に分けるために、定款においてその代表権を制限することを原則とする。なお、代表権の制限については、[組登]に基づき、その内容を登記すること。

<会長以外の代表権を持つ理事を設置する場合の記載例>

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長〇名及び〇〇担当理事〇名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 〇〇担当理事は、〇〇の業務を統括し、この業務についてこの法人を代表する。

5 会長、副会長及び〇〇担当理事に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

6 会長個人及び〇〇担当理事個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項及び第4項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長及び〇〇担当理事の職務を代理する。

※ 第4項の「〇〇の業務」には、例えば、「定款第2条〇〇事業及び〇〇事業の業務」「会計の業務」等、代表権を有する業務の範囲を記載する。

- ⑥ [準則]の解説例のように、常務理事が代表権を持つことも可能である。([準則]第5条解説(5)参照) その場合は、第7条《解説》⑤の記載例の「〇〇担当理事」を「常務理事」に置き換える。

(常務理事)

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

《解説》

- ① 常務理事を置くときは、「役員任期」の前に規定することが適当である。
- ② 常務理事を置かない場合は、本条は削る。
- ③ 顧問等を置く場合の規定は、本モデル定款第13条の後の備考参照。
- ④ 常務理事が代表権をもつ場合は、第1項を削除し、下記の記載例とする。

<記載例>

「常務理事は、前条第4項の業務のほか、会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。」

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

《解説》

① [法]第36条第2項に定める「役員任期は2年」に違反しないよう運用するためには、次期の役員選任、評議員委嘱等は、任期満了前に必ず終っておく必要がある。

② 「役員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまで、その職務を行う。」という規定を定款に記載するのは、定款において役員任期を2年未満と定めた場合に限るものとし、この場合には任期終了から就任後2年までの間に限り、引き続き前役員がその職務を行うことができること。

③ 常務理事を置かないときは、第3項の「常務理事」を削ること。また、会長以外に法人の代表権を有する理事を設置した場合は、第3項の「副会長」の後にその「〇〇担当理事」等を加えること。

(役員選任等)

第10条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

《解説》

① 社協の場合は、理事や監事の選任は、「評議員会において選任する」旨規定しなければならない。

② 社協にあっては、役員総数の5分の1の範囲内で関係行政機関の職員が、その役員となって差し支えない。([法]第107条第5項)

③ 理事の選任にあたり、当該社協の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を加えること。[基準]

なお、ここでいうボランティア活動は、地域で行われている幅広い福祉活動も含めて解釈する。

④ 社会福祉施設を営む社協においては、1名以上の施設長等を理事として参加させる必要があること。[基準]

⑤ 監事は、[法]第44条に規定する財務諸表等を監査し得るものでなければならない。

また、一人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者であること。

[基準]

(「社会福祉事業について学識経験を有する者」及び「地域の福祉関係者」については[要領]参照のこと。)

(役員報酬等)

第11条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

《解説》

① 第1項の主旨は、役員地位にあることのみによって報酬を支給しない旨規定するものであり、必ず役員報酬を支給しなければならない旨規定するものではない。

(理事会)

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は理事をもって組

織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

《解説》

- ① 理事会の定足数は、「理事総数の3分の2以上の出席」としなければならない。
- ② 理事会の議事の議決は、通常（別段の定めがある場合を除き）「理事総数の過半数」とすること。出席理事の過半数で議決することはできないことに注意する必要がある。（[法]第39条）
- ③ [準則]第10条は、本モデル定款第7条に記載。
- ④ 理事会に出席できない理事については、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とすることができる。
なお、理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第5項の次に次の1項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。[国税庁長官審査事項]

- ⑤ 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることはできないこと。[準則]
- ⑥ 第1項の「日常の業務として理事会が定めるもの」について、会長が専決する事項については、評議員会の議決を得て規程や定款細則を定めることが望ましい。その内容については、[準則]の備考を参考にすること。
- ⑦ 第1項の「日常の業務として理事会が定めるもの」について、会長と会長以外の法人を代表する理事が分掌して専決する場合は、業務責任を明確にするために、評議員会の議決を得て、規程や定款細則により明らかにすること。その場合は、第1項の「ただし」以下を下記のとおり記載すること。

<記載例>

「ただし、別に定める規程により、日常の業務は会長及び〇〇担当理事が分掌して専決し、これを理事会に報告する。」

(監事による監査)

- 第13条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び〔所轄庁〕に報告する

ものとする。

- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

《解説》

- ① [法]第40条において、監事の職務について、次のように記載されている。
 - 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 二 社会福祉法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について監査した結果、不整の点があることを発見したとき、これを評議員会（評議員会のないときは、〔所轄庁〕）に報告すること。
 - 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 五 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

< * 備考 顧問（名誉会長、相談役等）について定款に記載する場合は、下記のとおりとする。 >

第〇章 顧 問

第〇条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

《解説》

- ① 顧問等を置くときは、第2章（役員）の次に1章を設けて規定し、以下各章、各条を繰り下げる。
- ② 顧問の職を名誉会長、相談役等と称することは差し支えない。また、各社協の実情に即して、名誉会長等の規定を設けるときは、この規定に準じて記載されたい。
- ③ 顧問についても任期を記載することが適当である。
(事務局及び職員)については、第20条に記載

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置く。
- 6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。
- 7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

《解説》

- ① 評議員は役員ではないが、[法]第24条（[準則]第3条）及び第36条の規定は当然尊重されるべきである。従って、この法の趣旨を尊重し、その意図に合うような評議員会を構成する必要がある。
- ② 第2項の評議員の定数は、「確定数」を記載し、理事定数の2倍を超えた数とすること。[国税庁長官審査事項]
- ③ 社協の性格上、各方面の幅広い意見を反映するためには、評議員と理事等との兼務はできるだけ避け、また定数も地域の実情や事業規模等を勘案し、理事定数の2倍を越えた数を極端に上回る「定数」にならないよう配慮するなど「実質的な審議ができる機関」になるよう努めることが適当である。

（評議員会の権限）

第15条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

《解説》

- ① 基準では、評議員会を諮問機関としているが、社会福祉協議会においては、その社会的な性格を踏まえて、「法人の重要な事項について議決する機関」と位置付けることとする。
なお「原則として」とは、法人としての意志決定をする必要がある時に、災害時等緊急時であり、理事会として法人の運営上評議員会の議決が困難である場合など一定の場合は、評議員会の議決は不要となることを指す。([準則]備考参照)
- ② 第1項(7)の「この法人の業務に関する重要事項」として、定款中で「別に定める。」と記載した内容を具体的に明らかにした規則・規程等については、評議員会の審議事項とすることが望ましい。

（評議員の資格等）

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。
- 3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

《解説》

- ① 評議員会は法人の重要な事項について議決する機関であることから、評議員の選任は、とくに慎重を要し、地域住民、福祉活動を行う者及び社会福祉関係者等を代表するにふさわしい体制をつくる必要がある。
- ② 第2項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて[準則]第5条の[備考]と同様とする。
- ③ 評議員の選任にあたり、当該社協の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を加えること。[基準]

（評議員の任期）

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

《解説》

- ① 評議員は役員ではないが、役員の場合同様「その任期満了後でも、後任者が決まるまでは、なおその職務を行う。」旨の規程を設ける場合は、第9条《解説》の趣旨に従うこと。

第4章 会 員

(会 員)

第18条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

《解説》

- ① 会員制度は、社会福祉協議会の社団的な性格を裏づけるものとして必置のものとし、準則の記載例のとおり「置くことができる。」と規定するのではなく「置く。」と規定する。
- ② 社会福祉法において、社会福祉事業及び更生保護事業を経営する者に加え、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」や「社会福祉に関する活動を行う者」の参加が求められていること（市区町村社協）や、社会福祉事業を経営する者の多様化を踏まえ、幅広い構成団体による会員制度とすること。
- ③ 定款準則上の会員に関する記述は、第2項のとおり簡潔に記載し、第3項を受けた「会員規程」を整備すること。

第5章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第19条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

《解説》

- ① 一般的には、部会は会員の種別組織、委員会は分野・問題別の協議組織となっているところが多いが、その位置づけは各法人に委ねられる性格のものである。
- ② 部会又は委員会を置かない場合は、いずれか設置しない組織名等を削ること。また、いずれも置かない場合は本条を削り、以下各章・各号を繰り上げること。
- ③ 第3項に「3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。」を加えても差し支えない。なお、本モデル定款では、部会及び委員会に関する規程は、理事会で決定することとしている。

< * 備考 都道府県社協の場合は、以下の「運営適正化委員会」に関する章を加え、以降の条文を繰り下げる。 >

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かな

なければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

《解説》

① 都道府県社協は必ず、「運営適正化委員会」を設置すること。([法]第 83 条)
② [準則]では備考として「会員」の次に記載されているが、「事務局及び職員」の前に記載することとした。

③ 「運営適正化委員会」の運営については、法令・通知等に基づき、必ず別に規程・規則を設けること。

第 6 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を 1 名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

《解説》

① [準則]の規定の仕方とは異なるが、事務局及び職員に関する規定は、前記のように別章を設けて規定して差し支えない。

② 社協の事業規模に応じた「専任職員」を設置しなければならない。[要領]

③ 社会福祉施設を経営する社協にあつては、「施設長」は理事会の議決を経て会長が任免しなければならない。[国税庁長官審査事項]

④ 第 3 項として「3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める」と規定しても差し支えない。本モデル定款では、「事務局規程」及び就業規則、給与規程、旅費規程等の「職員に関する規程」は理事会で決定することとしている。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 21 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 ○, ○○○, ○○○円

(2) 土地

① ○○県○○市(区町村)○○丁目○番所在 宅地(○○. ○○㎡)

② ○○県○○市(区町村)○○番所在 山林(○○. ○○㎡)

(3) 建物

○○県○○市(区町村)○○丁目○番地所在 鉄骨鉄筋コンクリート造 ○階建事務所 1 棟(○○. ○○㎡)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

《解説》

① 第 2 項の基本財産は、市区町村社協(社会福祉施設を経営する法人を除く。)にあつては、300 万円と、10 円に当該市区町村の人口を乗じて得た額(100 万円以下のときは 100 万円とする。)とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。)を有していること。(昭和 59 年 10 月 1 日施行)

昭和 59 年 10 月以前に法人格を得たところにあつても、規定額の基本財産を持つことが必要である。また、基本財産については、事業規模に応じてより充実させることが運営の安定

の観点からみて望ましい。

- ② 第2項中、該当の財産がないときは、順次繰り上げる。
- ③ 不動産の記載は、登記簿の表示と同一とすること。
- ④ 第2項第1号は、実際の管理形態を「定期預金」、「有価証券」とすることが望ましい。(額面の記載は、〇〇〇万円としてもよい。) また、「定期預金〇〇〇円」、「有価証券〇〇〇円」としても差し支えない。
- ⑤ 運用財産中、事業実施の裏付けとなる財産、福祉基金、ボランティア基金、助成・貸付資金など基本的性格を有するものについては、これをみだりに消耗しないよう経理区分を明確に分けるなど適切に管理することが必要である。
- ⑥ 公益事業及び収益事業を実施する場合は、下記のとおり記載すること。

<記載例>

(資産の区分)

- 1 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。
- 2 (上記本文第2項に同じ。)
- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。
- 5 (上記本文第4項に同じ。)

(基本財産の処分)

- 第22条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決を経て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。
ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。
- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

《解説》

- ① 基本財産の処分については、本モデル定款第15条で評議員会の審議事項となっている。
- ② 本条ただし書きの規定を設けない場合は、独立行政法人福祉医療機構および独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関からの借入に伴う担保提供も、「〔所轄庁〕の承認」が必要となる点に注意する。

(資産の管理)

第23条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運営を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の同意を得、評議員会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第 24 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

《解説》

① 「社協モデル経理規程」を踏まえて、公益事業会計、収益事業会計等、必要な特別会計を設けること。

(予 算)

第 25 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決 算)

第 26 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

《解説》

① 予算及び決算の事項は、本モデル定款第 15 条で評議員会の審議事項となっている。

② 第 2 項の事業報告書や財務諸表の閲覧に供する対象として会員を明記することが適当である。

③ 財務諸表の公開については、会報等にその概要の報告とともに「法人事務所において閲覧できる」旨掲載する、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表すること等が求められる。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。[準則]

(会計年度)

第 27 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理等)

第 28 条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

《解説》

社協の場合、厚生労働省が示している「社会福祉法人会計基準」に準拠して全社協が制定する「社協モデル経理規程（仮称）」により制定することを原則とする。

(臨機の措置)

第 29 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

《解説》

① 新たな義務の負担や権利の放棄に関する事項は、本モデル定款第 15 条で評議員会の審議事項となっている。

< *備考 公益事業及び収益事業を実施する場合は、下記により記載する。 >

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○の事業

(2) ○○の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第○条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

《解説》

① 公益事業を行う場合は、必ず1章を設けて規定し、次章以下を順次繰り下げる。

第○章 収益を目的とする事業

(種別)

第○条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○業

(2) ○○業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第○条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

《解説》

① 収益事業を行う場合は、必ず1章を設けて規定し、次章以下を順次繰り下げる。

第8章 解散及び合併

(解散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、〔所轄庁〕の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第31条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の議決により〔所轄庁〕の認可を受けなければならない。

《解説》

① 解散、残余財産、合併については、〔準則〕において理事総数の3分の2以上の同意となっており、また本モデル定款第15条で「評議員会の審議事項」となっている。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第 33 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

《解説》

- ① 定款変更は、本モデル定款 15 条で「評議員会の審議事項」となっている。
- ② 厚生労働省令で定める事項以外の部分を同時に定款変更する場合は、「〔所轄庁〕の認可」を受けなければならない点に注意する。
- ③ 法第 43 条 1 項（社会福祉法施行規則第 4 条）に規定する厚生労働省令で定めるものは、「事務所の所在地」、「資産に関する事項（基本財産の増加に限る）」及び「公告の方法」であり、これらに係る変更については、〔所轄庁〕に届ければよい。

第 10 章 公告の方法、その他

（公告の方法）

第 34 条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇市（区町村都道府県）社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞及びこの法人の機関紙に掲載して行う。

《解説》

- ① 法律上「公告」しなければならないのは、「債権申出（[法]第 50 条第 2 項、民法第 79 条 I）」及び「清算中の破産（[法]第 55 条、民法第 81 条 I）」の場合である。
- ② ①のうち、[法]第 50 条第 2 項の合併時の債権申出以外については、官報で公告しなければならないこととされている。また、その他にも広く利害関係者に知らせるため、社協の機関紙のほか新聞掲載なども行うことが望ましい。
- ③ 社協の法人としての性格から考えて、当該自治体と調整し、自治体の広報紙に掲載することも考えられる。
- ④ さらに、インターネットによる公開等の多様な手法を活用することが望ましい。

（施行細則）

第 35 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

《解説》

- ① 「定款の施行細則」の中に、法人として重要な事項があると認められる場合は、評議員会で議決することが望ましい。（本モデル定款第 15 条解説②参照）。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

◇ 会 長（理事）	○	○	○	○
◇ 副会長（理事）	○	○	○	○
◇ 同（理事）	○	○	○	○
◇ 理 事	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
	○	○	○	○
◇ 監 事	○	○	○	○
	○	○	○	○

《解説》

- ① 附則は、定款変更のたびに必要ではないが、役員等の任期に関する附則は、とくに注意しなければならない。
- ② 法人成立後の役員任期は、「役員選任のときから2年間」となる点に注意することが大切である。
- ③ 法人成立後の役員任期を、一定の次期に満了するよう制限する場合の附則例は次のとおりである。
「本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき役員を選任を行うものとし、その任期は、この定款第○条の規定にかかわらず、平成○○年○月○日までとする。」
- ④ 既存の法人で、理事を増員するときは、増員された理事と在任中の理事の任期が同時に満了となるように規定することが大切である。その例は次のとおりである。
「平成○年○月○日付の定款変更の認可申請に伴い増員された理事○名の任期は、定款第○条の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。」

※本モデル定款本文中の〔所轄庁〕については、[法]第30条の規定により、「○○知事」「○○市長」等と記載すること。